公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	が 随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項(備考)
ONKYO タブレツトパソコン	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成23年3月31日	株式会社奥本いろは堂 東京都渋谷区広尾5-3-15	1,365,000円	会計規則施行細則第35条、 細則第36条4項の規定に基 づき、購入予定価格が160 万円を超えないことから、見 積りを競争による随意契約と するものであること。	
/#1/						

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。